

第二種健康診断特例区域治療支援事業実施要綱

1. 目的

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「法」という。）附則第 17 条の規定により、原子爆弾が投下された際、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第 4 に掲げる区域に在り、法第 7 条の規定の適用について被爆者とみなされた者に対し、負傷又は疾病の治療等に係る医療費の支給を行うこと等により、その症状の改善、寛解及び治癒を図ることを目的とする。

2. 事業の実施

この事業は、厚生労働省が長崎県及び長崎市に委託して実施する。

3. 事業の内容

(1) 対象者

法附則第 17 条の規定により、原子爆弾が投下された際、令別表第 4 に掲げる区域に在り、法第 7 条の規定の適用について被爆者とみなされた者であって、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）附則第 2 条の規定により第二種健康診断受診者証の交付を受けたものとする。

(2) 第二種健康診断特例区域医療受給者証の交付に関する審査

対象者は、健康診断等の結果、法第 27 条第 1 項に規定する障害があると診断された場合、第二種健康診断特例区域医療受給者証（以下「医療受給者証」という。様式第 1 号）の交付を申請することができる。

ア 県市は、医療受給者証の交付を受けようとする者から申請があったときは、医療受給者証の交付に関する審査（以下「交付審査」という。）を実施する。

イ 交付審査を受けようとする者は、第二種健康診断特例区域医療受給者証交付申請書（様式第 2 号）に第二種健康診断受診者証又は被爆体験者精神医療受給者証中の番号、氏名等を記載した部分の写し及び法第 27 条第 1 項に規定する障害に伴う疾病の診断書（様式第 3 号）を添付して、県市に提出しなければならない。

ウ 県市は、医学に関する専門家で構成する第二種健康診断特例区域医療受給者証審査会（以下「審査会」という。）を設置の上、交付審査に当たっては、その合議による意見を聴くものとする。

エ 県市は、交付審査の結果、(3) アに定める医療費の支給を行うことが適当と認めるときは、医療受給者証を交付する。

オ 医療受給者証の交付日は、上記イの申請があった日とする。

カ 縣市は、第二種健康診断特例区域医療受給者証交付台帳（以下「交付台帳」という。様式第4号）を備え、医療受給者証を交付したときは、その交付に関する事項を記載する。

（3）医療費の支給

ア 縣市は、医療受給者証の交付を受けている者（以下「医療受給者証所持者」という。）が、法第18条第1項に規定する負傷又は疾病について、医療機関から治療等を受けたときは、これを審査の上、その者に対し、当該治療等に要した費用の額を限度として、予算の範囲内で医療費を支給することができる。

ただし、当該医療受給者証所持者が、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（以下「社会保険各法」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法、労働基準法、労働者災害補償保険法、船員法若しくは独立行政法人日本スポーツ振興センター法の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該治療等が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該治療等に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（その者が社会保険各法による療養の給付を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付に関する当該社会保険各法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。）の限度において支給するものとする。

イ 上記アの治療等に要した費用の額の算定については、健康保険及び高齢者医療の診療報酬並びに介護保険の介護給付費の例による。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

ウ 医療受給者証所持者は、次のエにより縣市が委託する医療機関（以下「委託医療機関」という。）を受診し医療費の支給を受けようとするときは、当該医療受給者証を受診のつど委託医療機関に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるとき及び委託医療機関以外を受診するときはこの限りでない。

エ 縣市は、必要に応じ、病院若しくは診療所（健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者及び介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）を含む。以下同じ。）又は薬局のうち、医療受給者証所持者に対する治療等を適切に実施できると認められる者に、治療等を委託することができる。

オ 縣市は、上記エの委託を行うときは、当該病院若しくは診療所又は薬局との間で、

報告並びに診療録及び帳簿書類その他の物件の提示を求め、職員による質問を行うこと等に関し、契約を締結するものとする。

カ 医療機関の治療等の方針は、健康保険及び高齢者医療の診療方針並びに介護保険の運営基準の例による。

キ 医療費の支給の対象とする治療等の範囲は、次のとおりとする。

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑥ 移送

なお、介護保険法の規定による医療に関する給付（同法第8条第4項に規定する訪問看護、同条第5項に規定する訪問リハビリテーション、同条第6項に規定する居宅療養管理指導、同条第8項に規定する通所リハビリテーション、同条第10項に規定する短期入所療養介護、同条第25項に規定する介護保健施設サービス、同条第26項に規定する施設サービス（介護福祉施設サービスを除く。）、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養施設サービス、介護保険法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護、同条第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第5項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護）についても、対象とする。

ク 県市は、医療受給者証所持者が委託医療機関から治療等を受けた場合には、医療費としてその者に支給すべき額の限度において、その者が当該治療等に関し当該委託医療機関に支払うべき費用を、その者に代わり、当該委託医療機関に支払うことができる。

ただし、次のコにより支給される医療費は、この限りでない。

ケ 上記クによる支払があったときは、その者に対し、上記アの医療費の支給があったものとみなす。

コ 医療受給者証所持者は、委託医療機関以外の者から治療等を受けた場合、又は緊急その他やむを得ない理由により委託医療機関に当該医療受給者証を提出せずに治療等を受けた場合に、医療費の支給を受けようとするときは、速やかに、第二種健康診断特例区域医療費支給申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、県市に提出しなければならない。

- ① 当該治療等に要した費用のうち自己負担分として支払った額を証する書類

② 治療等の内容を具体的に記載した書類（当該治療等を行った医師が作成したものの）

サ 県市は、医療受給者証所持者に次の（４）アの返還事由が生じたときは、それ以後、返還前に行われた治療等については、医療費の支給は行わない。

シ 県市は、医療受給者証所持者が、正当な理由なく治療等に関する指示に従わなかったときその他必要があると認めるときは、医療費の支給の全部又は一部を行わないことができる。

（４）医療受給者証の返還等

ア 医療受給者証所持者は、次のいずれかに該当するときは、当該医療受給者証を速やかに県市に返還しなければならない。なお、①の場合にあっては、戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、これを行わなければならない。

① 死亡したとき

② 当該医療受給者証を失い、次のウにより再交付を受けた後、失った医療受給者証を発見したとき

イ 医療受給者証所持者は、長崎県の担当区域から長崎市の担当区域へ、又は長崎市の担当区域から長崎県の担当区域へ居住地を変更したときは、30日以内に当該医療受給者証を添えて、新居住地を担当する県市にその旨を届け出なければならない。

県市は、届出を受理したときは、医療受給者証の再交付を行い、交付台帳に記載するとともに、旧居住地を担当する県市に通知する。当該通知を受けた県市は、交付台帳から当該医療受給者証所持者に関する記載事項を抹消する。

また、県市の担当する区域は次のとおりとする。

① 長崎県の担当区域

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県（長崎市を除く）、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

② 長崎市の担当区域

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、長崎市

ウ 医療受給者証所持者は、これを破り、汚し、又は失ったときは、県市に再交付を申請することができる。この場合、失ったときを除き、申請書に当該医療受給者証を添付しなければならない。

県市は、再交付を行ったときは、交付台帳にその旨を記載する。

エ 医療受給者証所持者は、氏名を変更したとき、又は長崎県の担当区域内若しくは長崎市の担当区域内において居住地を変更したときは、当該医療受給者証を添えて、

居住地を担当する県市にその旨を届け出なければならない。

県市は、届出を受理したときは、当該医療受給者証の氏名又は居住地を変更した上で返還するとともに、交付台帳の記載を変更する。

4. 留意事項

- (1) 県市は、この事業の実施に当たっては、対象外の負傷又は疾病にまで医療費の支給が行われることがないように留意するものとする。
- (2) 県市は、医療機関における事務処理、審査支払機関における審査その他この事業の実施の詳細について、関係機関等と十分に協議の上、適切に定めるものとする。
- (3) 県市は、国民健康保険担当課とも連携し、診療報酬明細書（レセプト）の点検を励行するものとする。また、点検の結果、不適正なものがあつた場合には、委託医療機関及び審査支払機関と所要の調整を行い、是正措置を講じるものとする。
- (4) 県市は、この事業の適正な実施を確保する観点から、それぞれ、具体的な事業計画を定めるとともに、事業実施状況について定期的に評価を行い、その結果等を公表するものとする。
- (5) 県市は、別に定めるところにより、上記（2）、（3）及び（4）その他この事業の実施に関する状況を、本職に報告するものとする。
- (6) 県市は、この事業の実施に当たって知り得た個人の情報の保護について、特に留意するものとする。
- (7) その他、この要綱に定めのない事項については、その都度本職と協議するものとする。

5. 適用及び経過措置

- (1) この要綱は、令和6年12月1日から適用し、旧要綱（令和5年3月29日付け健発0329第6号厚生労働省健康局長通知（別添）をいう。以下同じ。）は、令和6年11月30日をもって廃止する。
- (2) 当面の間、県市は、旧要綱の例により、精神疾患に関する診断、被爆体験者精神医療受給者証の交付、医療費の支給、合併症と調査対象疾病の関連性に関する調査等を行うものとする。この場合において、被爆体験者精神医療受給者証について、旧要綱3（7）の規定による検認等は実施しないこととする。
- (3) 被爆体験者精神医療受給者証を所持する者が医療受給者証の交付を受けた場合、当該被爆体験者精神医療受給者証を速やかに県市に返還しなければならない。当該返還を受けた県市は、被爆体験者精神医療受給者証交付台帳からその者に関する記載事項を抹消する。
- (4) 令和7年3月31日までに医療受給者証の交付の申請を行い、交付を受けた者については、令和6年12月1日から医療費を支給するものとする。